

発議第5号

こども医療費助成制度に関する意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成30年7月10日

提出者

望月賢一郎 杉本 護 寺尾 昭 鈴木節子 内田隆典

こども医療費助成制度に関する意見書

子供を安心して産み育てられる社会の実現を目指した子育て支援策の充実は、喫緊の課題である。子供の医療費助成制度は、子供の健康保持、子育て世帯の負担軽減及び人口確保策の有効な手立てとして拡充が図られてきた。

県内では、これまで市町が率先して高校生世代までの助成拡大と無料化を進めてきたが、静岡県も今年10月から助成対象を高校生世代まで拡充する事業費を予算化した。

こうした中、静岡県市長会と静岡県町村会は共同声明を発表し、助成対象年齢引上げによる安定的な財政運営への懸念から、県の補助率を一律2分の1にすべきと要望した。一方、政令指定都市は県の補助対象外であり、県内他市町と同様の対象年齢引上げには大きな財政負担が伴う。

もとより、子育て環境の充実を図ることは、子育て世帯の期待が大きく、対象年齢引上げは、多くの県民が待ち望んだ施策である。また、本来、政令指定都市の市民も県民であることには変わりはなく、医療費助成は、どの市町に住んでいても同じ水準であることが望ましい。

よって、静岡県に対して、県内に住む子供たちが、等しく制度の恩恵を受けるという子供の権利保障の観点から、下記の事項を強く要望する。

記

1. 全県民が同じ水準で助成を受けられるよう、政令指定都市への財政支援を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

[提出先：静岡県知事]